







- ⑦ バッテリー液の量、漏れ
- ⑧ ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用
- ⑨ エアコンの作動状態
- ⑩ スペアタイヤ、ジャッキの搭載
- ⑪ ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
- ⑫ ブレーキ液の量、漏れ
- ⑬ ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取付状態

7 推定走行距離

約 700 km／月（更新車両の現在の走行距離）

8 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車又は未使用車であること。
- (2) 車両の左右のフロントドアに 7.5 cm 角、黒丸ゴシックで「東広島市」と記載すること。
- (3) 引渡しの日時について、引渡し日の前日までに下記問い合わせ先（発注担当課）に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後 3 時までに下記問い合わせ先（発注担当課）に車検証を FAX で送ること。  
なお、FAX には次の事項を記載して送信すること。
  - ・車名（スクラムトラック）・納車場所（東広島市役所）
- (4) 初年度登録年月は賃貸借開始年月と同じとすること。
- (5) 自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (6) 自動車保険（任意保険）料は、本契約に含まない。
- (7) 点検、交換、故障修理等の案内は下記メンテナンス連絡先に郵送、電話またはファックスによって行うものとし、指定工場から下記メンテナンス連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。
- (8) 指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (9) メンテナンス工場は、土・日・祝日を除く賃貸借期間中、賃借人の要請から 30 分以内に東広島市役所（ただし、東広島市役所以外に配備する車両については 1 時間以内に各施設）へスタッフが来庁できる整備工場とし、点検時等は引取納車とすること。
- (10) 納車及び引取りは、下記メンテナンス連絡先が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
- (11) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に保管管理すること。
- (12) 毎月の請求書には、請求額及び○／8 4 回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。
- (13) 賃借料については、平成 31 年 9 月 30 日までは、月額（税別）に、100 分の 8 に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とし、平成 31 年 10 月 1 日以降については、月額（税別）に、100 分の 10 に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

9 メンテナンス連絡先・問い合わせ先（発注担当課）・納車場所調整先・請求書送付先

東広島市財務部管財課

電話（082）420-0908（直通）

ファックス（082）422-6850